



動を促しながら徐行で進行し、当該バス停に停車したところ、当該バス停で降車するために立っていた乗客がバランスを崩した模様。

なお、当該バスの運転者は、バス停に停車する旨のアナウンスを行っていなかった模様。

#### (3) 乗合バスの車内事故2

12月11日(日)午後1時10分頃、東京都において、都内に営業所を置く乗合バスが乗客20名を乗せて運行中、時速約9キロメートルで左側の車線から右側の車線に車線変更したところ、乗客1名(女性、78歳)が転倒した。

この事故により、転倒した乗客が右大腿部転子部骨折などの重傷を負った。

事故当時、当該乗客は、一つ前のバス停で乗車し、横向きの優先席付近の手すりに掴まり、立って乗車していたが、当該優先席に着席していた当該乗客の知人より着席を促されたため、着席しようとしたところ、バランスを崩した模様。

#### (4) 乗合バスの車内事故3

12月14日(水)午前10時50分頃、福岡県において、同県に営業所を置く乗合バスが乗客9名を乗せて運行中、客扱いのためバス停に停車しようとしたところ、当該バス停で降車する予定の乗客(女性、84歳)が転倒した。

この事故により、当該乗客が大腿骨骨折の重傷を負った。

事故当時、当該バス停には別のバスが停車していたことから、当該別のバスの後方に停車しようとしたが、当該別のバスが発車したため、当該乗合バスは緩やかに加速したところ、バス停に到着したと思い、席を立てていた当該乗客がバランスを崩した模様。

#### (5) 貸切バスが交差点で軽自動車と衝突した事故

12月13日(火)午前7時35分頃、滋賀県において、同県に営業所を置く貸切バスが乗客35名を乗せて運行中、信号のない交差点を通過しようとしたところ、左側から当該交差点に進入し、右折しようとした軽自動車と衝突した。

この事故により、当該バスの乗客14名と当該軽自動車の運転者が軽傷を負った。

双方の車両は、当該バスの前面右側と当該軽自動車の右側前方の位置で衝突した。

事故現場は、片側一車線の道路で、当該軽自動車側の道路に一時停止線があった。

#### (6) タクシーが交差点で右折車両と衝突した事故

12月8日(木)午後0時40分頃、北海道において、道内に営業所を置くタクシーが乗客2名を乗せて片側三車線の道路を走行中、交差点を通過しよう

としたところ、対向から右折してきた車両と衝突した。

この事故により、当該タクシーの乗客1名が右手首骨折の重傷、もう1名が軽傷を負った。

(7) タクシーが路面電車と接触した事故

12月9日(金)午前9時35分頃、長崎県において、同県に住所を置く個人タクシーが空車で走行中、乗客5名を乗せた路面電車と接触した。

この事故による負傷者はなし。

事故現場は、車道と軌道が交差する信号機のない交差点で、事故当時、当該個人タクシーの運転者は、路面電車の軌道を横切る際、軌道手前で一時停止し、当該タクシーから見て左側にある電停から走行してきた路面電車の通過を確認して発進したが、後続の路面電車が続けて走行してきたことに気づけなかった模様。

(8) タクシーが交差点で右折してきた乗用車と衝突した事故

12月11日(日)午後9時40分頃、長野県において、同県に営業所を置くタクシーが乗客5名(乗車定員6名)を乗せて運行中、交差点を通過しようとしたところ、対向から右折してきた乗用車と衝突した。

この事故により、当該タクシーの乗客1名が左手首骨折の重傷、当該タクシーの乗客3名と当該乗用車の運転者が軽傷を負った。

事故当時、当該タクシーの運転者は、対向の右折車両の通過を確認した後、時速約30キロメートルで当該交差点内に進入したが、当該右折車両に続き、右折してきた当該乗用車を避けられなかった模様。

なお、当該タクシーの後部座席の乗客はシートベルトをしていなかった模様。

(9) タクシーが交差点で乗用車と衝突した事故

12月14日(水)午前2時15分頃、東京都において、都内に営業所を置くタクシーが乗客2名を乗せて運行中、交差点を時速約20キロメートルで右折しようとしたところ、対向してきた乗用車と衝突し、当該タクシーが横転した。

この事故により、当該タクシーの運転者と乗客2名及び当該乗用車の乗員6名が軽傷を負った。

事故現場の交差点は右折禁止だったが、事故当時、当該タクシーの運転者は、道を間違えたことに動揺していた模様。

(10) トラックが軽乗用車と衝突した事故

12月12日(月)午後2時40分頃、岡山県の高速度道路において、広島県に営業所を置くトラック(同乗者1名)が走行中、対向してきた軽乗用車(同乗者1名)と正面衝突し、その後、双方の車両は炎上した。

この事故により、当該トラックの同乗者、当該軽乗用車の運転者及び同乗者



\* 自動車のリコール等の通知等があったときは！

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

